

盛岡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に
基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集要項

【第2次募集分】

平成30年4月

盛岡市 保健福祉部 介護保険課

〒 020 - 8530

盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所

別館5階 事業所指定係

電話 019 - 626 - 7562

FAX. 019 - 651 - 1181

Eメールアドレス kaigo@city.morioka.iwate.jp

盛岡市公式ホームページ

介護保険ページアドレス

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/kaigohoken/index.html>

【 目 次 】

1	はじめに	3 ページ
2	募集内容	3 ページ
3	応募の要件	3 ページ
4	応募に当たっての留意事項	4 ページ
5	応募の受付期間, 方法等	4 ページ
6	募集要項等に関する質問	4 ページ
7	応募書類	5 ページ
8	事業候補者の選定方法	5 ページ
9	結果の通知及び公表	5 ページ
10	設置に対する補助制度	5 ページ
11	禁止事項	6 ページ

別紙 応募書類一覧

G 【特別養護老人ホーム（既存施設に併設する短期入所生活介護からの転換）用】

別添

第7期計画に基づく介護施設の公募一覧

Q & A

質問送付票

盛岡市における地域密着型サービス施設の整備状況

1 はじめに

盛岡市は、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画において、平成30年度から32年度までの間に整備する介護施設等の整備数を定め、計画的に整備を進めることとしております。

今回の募集は、この計画に基づき、次に掲げる介護施設等の設置及び運営を行う事業者の候補者（以下「事業候補者」という。）を募集するものです。

2 募集内容

募集する施設は、次のとおりです。

募集G

- ・ 募集施設等 特別養護老人ホーム
- ・ 募集数 20床分
- ・ 整備区分 既存施設に併設する短期入所生活介護からの転換
- ・ 転換の条件
 - ・ 転換する短期入所生活介護について、新設による指定又は増床による変更の期日が平成27年3月31日以前のものであること。
 - ・ 併設する短期入所生活介護の床数のおおむね半分までの転換であること。
 - ・ ユニット型施設にあつてはユニット単位、従来型施設にあつては居室単位での転換であること。
- ・ 開設時期 平成30年度
- ・ 応募書類 別紙G 応募書類一覧のとおり。
- ・ 備考 応募床数は、募集数の範囲内で任意とします。なお、応募状況により、募集数に過不足が生じた場合は、床数を調整することがあります。

3 応募の要件

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条による認可を受けて、盛岡市内に特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定の取消し等の処分を受けたことがない者
- (3) 盛岡市に納めるべき法人市民税、固定資産税、軽自動車税等に滞納がない者
- (4) 平成28年度以降に、盛岡市の競争入札参加資格者の指名停止措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしていない者
- (6) 役員（就任予定者を含む。）等が盛岡市暴力団排除条例（平成27年盛岡市条例第9号）に定

める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。

- (7) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年盛岡市条例第60号）及び盛岡市指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年盛岡市条例第66号）に定める基準を満たす計画であること。

4 応募に当たっての留意事項

- (1) 介護施設等の設置及び運営事業者として選定された後に事業計画を変更し、又は上記2（募集内容）における開設時期までに開設できない場合は、選定自体を取り消すことがあります。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、開設時期を変更することがあります。
- (2) 応募内容を確認するため、必要に応じ調査を行います。
- (3) 応募書類の作成に伴う費用は、全額応募者の負担とし、結果にかかわらず、書類は、返却しません。
- (4) 「社会福祉法人等による生計困窮者に対する利用者負担額軽減制度」に、積極的に取り組むようお願いします。
- (5) 応募書類の作成に当たっては、別添のQ&Aも参考としてください。

5 応募の受付期間、方法等

次により、随時受付を行います。なお、面接審査は、受付期間終了後の開催を予定するため、応募があつてから運営事業者としての採否の決定までに、数か月程度要する場合があります。面接審査期日の時期の目安は、別添の「第7期計画に基づく介護施設の公募一覧」を参照してください。

(1) 応募の受付期間等

- ア 期間 平成30年5月17日（木）から平成30年7月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- イ 時間 午前10時から午後4時まで
- ウ その他 応募者又は事業候補者がいない場合は、再度募集することがあります。

(2) 応募方法等

- ア 応募書類の提出先は、盛岡市役所 本庁舎別館5階 保健福祉部 介護保険課 事業所指定係とします。
- イ 応募書類の提出に当たっては、事前に電話等で提出日時を予約した上で、応募者が持参してください。郵送による応募は、できません。

6 募集要項等に関する質問

募集要項等の解釈に関する質問及び回答は、応募の受付に先立ち、次により行います。

(1) 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、「質問送付票」に記入の上、件名を「質問送付票【募集〇】」として、Eメールにより提出してください。なお、公募に関する応募状況、審査状況等については、回答できません。また、電話又は口頭による質問は、受け付けません。

(2) 質問の受付期間、宛先等

ア 期間 平成30年4月17日（火）から平成30年5月10日（木）まで

イ 宛先 盛岡市役所保健福祉部介護保険課事業所指定係

Eメールアドレス kaigo@city.morioka.iwate.jp

ウ その他 質問送付票を受付した際は、その旨通知します。土曜日、日曜日及び祝日を除き、3日以内に通知が届かない場合は、電話等により確認してください。

(3) 回答の方法 回答は、平成30年5月17日（木）までに、盛岡市公式ホームページ上で公表します。

7 応募書類

(1) 別紙Gの応募書類一覧のとおり提出してください。

(2) 提出部数は、応募時に1部とし、内容を確認した後に写し5部の提出を求めます。

(3) 応募書類は、すべてA4判に統一し、番号入りのインデックスを付けた仕切紙をはさみ、書類番号ごとにフラットファイル又はパイプ式ファイルに綴じてください。なお、A3判の図面等は、A4判折りにし、A5判、B5判等の用紙は、A4判用紙に貼付して綴じてください。

(4) フラットファイル等の表紙及び背表紙に、法人名及び募集施設を記載してください。

(5) 受付期間終了後の資料の追加提出、差替え等は、できません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類を求めることがあります。

8 事業候補者の選定方法

(1) 事業候補者の選定は、別に定める盛岡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定要領に基づき、書類審査により行います。

(2) 審査結果によっては、募集数に満たない場合でも、事業候補者を選定しないことがあります。

9 結果の通知及び公表

選定結果は、面接審査の終了後10日以内に通知するとともに、盛岡市公式ホームページ上で、事業候補者を公表します。

10 設置に対する補助制度

今回の募集における補助制度は、ありません。

11 禁止事項

(1) 審査の前に、次の行為を行った場合は、審査を行うことなく失格とします。

ア 審査員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合

イ その他市民の疑惑又は不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(2) 応募書類に関し次に該当する場合は、審査を行うことなく失格とします。なお、事業候補者として選定された後であっても同様とします。

ア 内容に重大な不備又は虚偽があったと認められる場合

イ 資金の確保、計画予定地、設備の構造、人員配置、建築基準、消防設備その他の重要な事項に問題が生じ、施設の開設が困難となった場合

ウ その他市民の疑惑又は不信を招くような行為をしたと市長が認める場合